

第57回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和2年8月6日(木曜日) 午後2時～午後3時50分
- 2 場 所 山梨県立図書館 イベントスペース西面
- 3 出席者 委員(敬称略) 青木進、足達郁也、石井信行、風間ふたば、岸いずみ、興水達司、後藤聡、小林拓、小宮山稔、佐藤繁則、竹内時男、武田哲明、棚本佳秀、永井寛子、萩原雄二、平塚明美、平山公明、望月一二、山本紘治、湯本光子、横内幸枝、依田忠紀、若林祐斗、渡部美由紀
- 4 傍聴者等の数 3人
- 5 次 第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議事
 - (4) その他(情報提供)
 - (5) 閉会

議事に付した事案の件名

[審議事項]

- (1) 山梨県環境保全審議会運営規程の改正について

[報告事項]

- (1) 温泉法に基づく動力装置の許可について
- (2) 第3次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について

[情報提供]

- (1) 令和元年度大気汚染状況常時監視結果について
- (2) 令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について
- (3) 令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- (4) 山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画について

14:00

1 開 会

司 会
(森林環境総務課
総括課長補佐)

ただ今から、第57回山梨県環境保全審議会を開会いたします。
まず、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。
本日は、そのうち、23名の出席をいただいておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告します。

なお、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

2 あいさつ

部長あいさつ

司 会 それでは、はじめに、森林環境部長からあいさつを申し上げます。

部 長 ◆部長あいさつ◆

司 会 続きまして、会長からごあいさつをいただきたいと思っております。

会長あいさつ

会 長 ◆会長あいさつ◆

司 会 ありがとうございます。

新委員紹介

司 会 ここで、新たに就任された委員の方を御紹介させていただきます。
山梨県森林組合連合会代表理事会長の棚本佳秀委員、山梨県猟友会会長の依田忠紀委員です。また、山梨県商工会議所連合会の花川因委員、山梨県市長会理事の山下政樹委員につきましては、本日は所用により欠席しております。

司 会 それでは、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第1項の規定により、会長があたることと

なっておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いいたします。
会長、よろしくお願いいたします。

3 議 事

審議事項

会 長 それではただいまから、審議事項に入りたいと思います。
まず、審議事項（１）の「山梨県環境保全審議会運営規程の改正について」を議題とします。これは、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則第１３条の規定に基づく審議事項です。
この件につきましては、事務局から説明をお願いします。

森林環境総務課長 ◆審議事項（１）資料により、森林環境総務課長が説明◆

会 長 本日一つだけの審議事項ですけれども、運営規程の改正ということで、皆さんの御了解を得る必要があります。
今の御説明に何か、御質問はございますか。

◆異議なし◆

それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。

報告事項

会 長 続いて、報告事項に移ります。
今日は報告事項が２件、その他の情報提供が４件ということでございます。
まず、報告事項（１）の「温泉法に基づく動力装置の許可について」を議題とします。これは、山梨県環境保全審議会運営規程第６条第２項の規定に基づく報告事項です。この件について、温泉部会長から説明をお願いします。

温泉部会長 ◆報告事項（１）資料により、温泉部会長が説明◆

会 長 今、温泉部会の方から報告がございましたように、これは前回の会議がコロナウイルスで開催できなかったもので、運営規程に基づき、審議会長の同意を得て、温泉部会の決議を審議会の決議としたものです。
今のようにご報告いただいたわけですけれども、何か皆さんの方からご質問等あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員	<p>そもそもこれはなぜ審議しなければいけない事例になるのでしょうか。許可を平成8年に出している時と、今回の申請時点で何か条件が変わっているのであれば、審議しなければいけないでしょうけど、もしそうでないのであれば、審議する理由がないような気がします。</p>
大気水質保全課長	<p>事務局の方で申請を受け付けておりますので、説明させていただきます。この案件につきましては、平成8年には、百数十Lの許可が出ておりますが、今の指導基準の200Lまでは、条件つきで許可が出ますので、それについて、今のものを、能力を上げる申請が可能だという話を事業者にしたところ、今回揚湯量を上げる申請を出してきた。ただその上げ方が200Lではなくて、320Lまで上げたいという申請が出てきたので、今回200Lの条件をつけて許可をしたという経緯でございます。</p>
委員	<p>それであれば、そもそも申請時に200Lを出してくださいというふうに指導はしたのですか。</p>
大気水質保全課長	<p>そのように指導基準も十分説明いたしまして、温泉資源の保護の必要性を十分説明してきました、200Lで申請してくださいという指導は事務局としていたしました。ただ申請者の方が、老人施設に使っているのでかけ流しにしたいという強い意向がありまして、320Lで申請をしてきた経緯がございます。申請自体を受け付けないわけにはいきませんので、温泉部会でご審議をいただいた経緯でございます。</p>
委員	<p>その辺さらに関係してですが、平成8年に申請があった時の動力の種類というのは、ここに書いてあるものと一緒なのですか。</p>
大気水質保全課長	<p>それは途中で申請者が入れ替えてございますので、ここに書いてあるポンプと一緒にございません。</p>
委員	<p>それは勝手に入れ替えたということですか。</p>
大気水質保全課長	<p>はい、おっしゃる通りです。</p>
委員	<p>もしそういうことが認められていたら、単に注意して下さいと言うだけだと、全然保護にならないと思いますが、これから先どのように指導していくのでしょうか。</p>

<p>大気水質保全課長</p>	<p>今現在は月に1回程度、実際に立入検査でどのくらい出るかを確認しながら、その量、事実を基に指導文書を出している状況でございます。 事務局としては、そういった温泉資源の保護の必要性、また地域資源を独占しないようにということで、十分理解を求めるよう努力を重ねていくつもりでございます。 ただ、そういうことも、なかなか先方の意思が変わる余地がないというような状況に陥ったとしたら、温泉法の中には、採取の制限命令といたしまして、具体的には200Lまでにしてくださいという、罰則の規定がある命令もございますので、そういった規定の適用の検討をせざるをえないというふうには考えてございます。</p>
<p>委員</p>	<p>最後に一つだけいいですか。 ここ以外で、200Lを超えて揚湯しているところはあるのですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>この200Lの指導基準自体は平成8年に作っておりまして、それ以前のはございます。 それ以後のものにつきましても、一つの源泉で取って、それを多くの施設に分湯している、そういうような集中的に取って分湯しているような事業で、200Lをわずかに超えた許可を出している施設がございます。</p>
<p>会長</p>	<p>よろしいですか。 他に質問等ございますか。</p>
<p>委員</p>	<p>もともとこの指導基準というのは、揚湯量は原則的に200L以内と定めているわけですが、実際申請者は310L程度をすでに使っていた。こういう経緯がある中で、先ほど説明がありましたように、県で立入検査の結果、6月が304L、7月が303Lという形で確認をしているわけですね。 確認をしているということは、当然オーバーしていることを県でも承知して放置しているということ。そこら辺はですね、この審議会でも今日は報告ですので、報告を聞いたわけですがけれども、なんとなく疑問があるわけで、数量をオーバーしているにも関わらず、依然として放置したというのは、どういう指導をしているのか。 もう少しこの申請者に対して、的確に指示をして、県の命令を聞いてもらわないと、ちょっと県の対応は甘いのではないかと感じておりますので、その点について、しっかり指導をして欲しいと思います。 以上です。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>立ち入りをしまして、その事実がきちんと後にも残るような形で、指導文書を残しまして、こちらの意図と状況をきちんと伝えるように繰り返して</p>

<p>委員</p>	<p>いるところでございます。 それ以降の対応につきましては先ほどの答弁の中でもお答え致しましたが、いわゆる指導という中で収まらない場合につきましては必要な措置については、検討していきたいというふうに考えております。</p> <p>再確認ですが、指導しても従わない場合は、県として、ペナルティは科せられるのですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>先ほど採取を200Lに命令するというお話をさせていただきました。 温泉源の保護上必要なときは、命令をかけることができます。 いわゆる温泉源という点につきましては、近隣の源泉が非常に遠いので、直接隣の源泉に影響が出ている状況ではございません。 そういったこともあって、なかなかすぐには強い対応ができないということもございます。 ただ、先ほどの温泉源というのは、今後、まだ開発されてない温泉資源も吸い尽くしてしまうと、地域の温泉資源が枯渇してしまいますので、同じような揚湯量の源泉がその地域に集中した場合、同じように揚げられると地域の資源が枯渇してしまうという場合には、命令をかけることが出来ます。 ただ、地下のことで、科学的な証明というのは非常に難しいので、他の温泉地の状況ですとか、そういったデータを集めながら、そこについてはきちんと整理をしていく必要があるかと思えます。 そういう整理をした上で、処分について検討していきたいというふうに考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>今のご説明でよろしいですか。 その他、ご質問はございますか。 先ほどお話がありましたように、報告事項ということでございますので審議はいたしませんけれども、このような状況があるということをご理解いただきたいということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは次の報告事項（２）の「第３次山梨県廃棄物総合計画の進行管理について」の報告をいただきたいと思えます。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>◆報告事項(2)資料により、環境整備課長が説明◆</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の方からご報告がありました。 毎回この説明をする時に、この統計データが出てくるのに時間がかかるの</p>

	<p>で、直近の整理ではなくて、平成30年の話になっております。 このような状況ということでお話いただきましたが、何か皆さんの方からご質問がありましたらお受けしたいと思います。</p>
委員	<p>後ろの方の資料の中の事業者による適正処理や施設整備の促進という中に、太陽光発電設備の適正処理等の推進とありますが、今はともかくとして、これから何年かのうちに、山梨県の特長として非常にたくさんの処理が行われると予想されるのですが、それに対してどのように、指導していくかということも考えておく必要があるのではないかと思います。</p>
会長	<p>先生のご指摘は、今太陽光のパネルがたくさん出ているから、その寿命が来た時にはどっと廃棄物が出てくるので、それについて県として何か考えていることがあるかということによろしいですか。 何かご返答はございますか。</p>
環境整備課長	<p>環境整備課からの説明といたしましては、最終的に廃棄物として排出された際に、適正に処理されることが一番重要なことと考えております。 その中でリサイクルできるものは、リサイクルする。 今環境省の方でも、太陽光発電設備について検討を行っておりまして、最終的な処理のあり方について、取りまとめているところであります。</p>
環境・エネルギー課 総括課長補佐	<p>今年、国の方でも見直しがありまして、廃棄するために、これから積み立てをしていくということも説明しておりますので、県の方も国の流れを見ながら指導していくようにしたいと思います。</p>
会長	<p>説明は以上でよろしいですか。</p>
委員	<p>山梨県の気象的な特長として非常にたくさんの（太陽光パネルの）設置をされたということを考えると、何かの対策を考えておかないとその時になってから大変ではないかと思ったということです。</p>
会長	<p>今の話ですと国の方でも、対策を考え始めているというようなことですので、ぜひ県の方もしっかりと落ち度のないようによろしく願いいたします。 他にどなたかご質問ございますか。</p>
委員	<p>産業廃棄物の説明で、最終処分量153（千）トンが21（千）トンにと極端に減って、素晴らしいことを山梨県はやっている。 これだけの産業廃棄物（の最終処分量）を減らすことが出来たということ</p>

	<p>であれば、時々問題になっている産業廃棄物の処理場とかそういうものがむしろ、申請する必要がないとか、現在の稼働中のものも、あまり活躍する場面がないような良い状況になってくるのかな、ということをおもったのですが、そこら辺との関係について、県の意向、考えを知りたいです。</p>
環境整備課長	<p>今回、大きく減少した廃棄物の概要と要因といたしましては、先程も説明をさせていただきましたが、少し特性がございまして、砂利採取業、特に山砂利を採取する過程で発生した汚泥の処理について、現状復旧するための手法として、再生利用を行った方がいいのではないかとこの指導を過去から続けて参りました。</p> <p>その結果、山梨県全体の9割を占める、最終処分量の汚泥の排出量がここまですべて減ってきたわけでございます。</p> <p>その一方で最終処分量は現在、年間21,000トンでございます。</p> <p>その中で山梨県内では、現在、最終処分場は、民間で、ほとんど処理実態のないような処分場が1ヶ所あるだけで、最終処分については、そのほとんどを県外に依存している状況でございます。</p> <p>今後、社会経済状況がどのように変化していくかということも考え合わせますと、現在は、大規模な処分場の整備というものは、必要ないと思えますけれども、今後、状況の変化に応じて対応していくということも、考えていかなければならないと考えております。</p>
委員	<p>簡単な質問ですから簡単に教えてください。</p> <p>要するに、産業廃棄物がこれだけ減ったので、今のところの意見として、産業廃棄物処理場を新たに計画するような予定は、あるかないか。</p>
環境整備課長	<p>現在、例えば公共管理における産業廃棄物最終処分場整備は、現在凍結ということで考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
森林環境部長	<p>補足させていただきます。</p> <p>もともと平成元年頃、当時は全国的に産業廃棄物が極めて大量に出てきて、県を越えて、他県に処分場をたくさん整備してあるところにみんなが持って行っていた、というような状況だったということです。やはりその当時の本県においてもそれなりの10数万トンの産業廃棄物が出てきたということです。</p> <p>それはここで言っている山砂利の汚泥というのとは別に、つまり、産業廃棄物の最終処分につきましては、これまでの本県の廃棄物の内訳としますと、事業者が事業を行って出てきた廃棄物を自ら最終処分するもの、それ</p>

	<p>がここで言う、砂利採取業の汚泥ということになります。</p> <p>それともう一つは、いわゆる処理業者に処分を委託して、処分をしてもらうものということで、それが今回の資料で言うと大体2万、というのが直近の数字ですが、この2万トンというのが10年、20年近く前までは10数万トンありました。</p> <p>そういった状況があって、廃棄物の流入規制というのが出始めていたということもありまして、本県でも県内に最終処分場を整備する必要があるということで、取り組んできたということでございます。</p> <p>その間、だいぶ国の廃棄物関係の法整備も進んで参りまして、リサイクルを事業者の方もしっかり取り組みいただいたということで、最終処分量自体がかなり減っています。今申し上げた最終処分量というのは、処理業者に委託をして、処分をしてもらう最終処分量、それが2万トンくらいまで減ってきてしまったというようなことでありまして、こういう状況になってきますと、採算ベースということも考えていくと、最終処分場とかその処理プラントでありますとか、その維持管理ですが、大変お金がかかるというものですから、そういう点で、なかなかこのような量を対象にして、最終処分場を整備するということは、なかなか厳しい状況になってきたということで、現時点で本県では産業廃棄物の最終処分場については、作る状況にはないということで、ここ数年推移してきているということでございます。</p> <p>委員からご質問にあった件につきましては、最終処分量の状況に、基本的には委託をして、処理業者をお願いをして処分すると最終処分量には大きな変化がないと思っておりますので、現時点では引き続き最終処分場を整備する状況ではないというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>委 員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>不法投棄対策を県の方でも色々やって頂いているのですがけれども、今の山梨県の現状と、それから、テレビでも結構報道されていますけれども、不法投棄をした犯人が見つからなければ、結局投棄されたところの事業所とか、その山の持ち主ですとか自分たちで処理しなければならないということをやっていたのですがけれども、そういうことも聞きたいと思ひまして、お願いいたします。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>不法投棄につきましては、ここ数年若干減ってきてございましたが、今年度取りまとめた数値はまた若干増えてございます。</p> <p>それは箇所数ベースでございますが。</p> <p>また投棄量ベースにつきましては、大規模な不法投棄案件がありますと急</p>

	<p>に大きく増えたり減ったりしますので、それはかなり変動がございます。委員のご質問に対する回答でございますけれども、基本的には不法投棄を発見したら、まず調査をして、それを誰が捨てたのかということを確認して、投棄者がわかれば、撤去指導を強力に行う。悪質なケース等については、警察と連携しながら取り組んでいくという格好になります。</p> <p>一方で投棄者がなかなか見つからないという場合もかなりございます。一応法律の立て付け上では、その土地の所有者にも、清潔の保持ということが書いてございまして、所有者にも管理責任がある、ということを書いてございますので、そういう報道があったと思います。</p> <p>なかなか被害にあった方が負うというのも難しいと思います。</p> <p>そんな中で、現在取り組んでいるのが、各林務環境事務所単位で廃棄物対策連絡協議会というものを設けておりまして、廃棄物監視員がパトロールしてございます。</p> <p>監視員が投棄物を見つけたら市町村と連携して、その土地の所有者とも話し合いをしながら、弾力的に対応しているというのが現状です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にどなたかご質問はありますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>再生利用率のお話で、計画の重要な指標の一つのようではございますけれども、再生利用率が低い理由が、スーパー等の店頭回収。私も、月1回の回収よりもいつでも出せるスーパーの方が便利ですので、おそらくこれからどんどん皆さんそういう形で出されていくと思うのですが、それが結局統計に入らないから数値が低いというのは、客観的にこれを知らずに他の人を見ると山梨県が全然再生率が低くて何やっているんだっていうデータになりますので、やはりスーパー等の店頭回収の量を統計に加えるようにしないと、これは大事な値だと思います。</p>
<p>環境整備課長</p>	<p>まず調査の前提の話でございますけれども、この調査の数値につきましては、国が行っている一般廃棄物処理事業実態調査の数値を使ってございます。</p> <p>一般廃棄物処理事業ということでございますので、基本的には、市町村がこの事業の実態を対象にしているということで、民間が行う回収量については、対象にしないということになっておりますので、その数値が入ってございません。</p> <p>ただし、委員の仰るとおり、確かにスーパー等の店頭回収について、その実態を把握しなければ、正しい再生利用率っていうのは、把握できないということも、正しくその通りだと思います。</p> <p>確かに、スーパーではポイントもらえるということで、自治体が設置して</p>

	<p>いる回収場よりもスーパーに持っていく人がかなり増えているということも踏まえまして、お話をさせていただきたいんですけども、まず店頭回収量については、今回、県独自に把握したいと思ひまして、各種スーパー等に聞き取りを行うなどしております。</p> <p>ただ情報の取り扱いについての制約等があり、取り扱いのバラつきもございますので、今後どのような格好で分析ができるのかどうかということも併せて検討していきたいというふうに考えてございます。</p> <p>それから国が行っている調査について、そういった数値を入れた方が良いのではないかという提案を各種申し合わせの場で要望させていただいてるところですけれども、国の回答については、例えば、各種環境基本計画の様々な目標数値に係る重要なデータであるということが認識されているということで、今現在行っている実態調査のあり方についても、今後も議論していきたい、ということが現在の回答となります。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それなりに対応は進んでいるようでございます。</p>
委 員	<p>甲府市が行っている有価物の回収というのはこの中に入っているのですか。</p>
環境整備課長	<p>実際に行っている回収についてはこの数値に入っております。</p>
委 員	<p>甲府市の有価物は業者さんが取りに来ますけど、それは入っていないのですか。</p>
環境整備課長	<p>集団回収量に入っています。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p> <p>よろしいですか。</p>
委 員	<p>A 4の後ろから3枚目の資料で、災害廃棄物対策が4番にございます。</p> <p>災害廃棄物の件ですが、まず今年度の7月の豪雨災害等で熊本県に大きな災害がありまして、災害廃棄物が非常にたくさん出ております。</p> <p>しかも、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため、いろんな、復旧復興の大きな障害となっているように、報道等で聞いています。</p> <p>そういった中で、災害廃棄物対策の②で、各市町村への支援、助言ということで、策定済みの処理計画の見直しを検討するよう助言したとありますけれども、こういった助言の中で、この災害廃棄物の処理について、また、新型コロナウイルスという新しい、これまでにないような環境のもとで処</p>

	<p>理しなきゃいけないんですけども、そういったものについて県でも検討されておられるのかどうか、伺いたい。 以上です。</p>
環境整備課長	<p>新型コロナウイルスに関連する対応ということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>そういった外的な条件が変わっていますので、災害廃棄物処理計画を見直す計画があるのかということです。今熊本県は災害廃棄物の処理に非常に困っておりまして、復旧復興の大きな障害になっていますので、そういった計画書を見直すようなことがあるのかどうかということでございます。</p>
環境整備課長	<p>新型コロナウイルスに関連する対応としては、災害廃棄物処理計画の見直しについての対応としては、現在考えてございませんが、コロナウイルスにつきましては、ウイルスに感染した可能性のある家庭等から排出されるごみの出し方等について、市町村を通してそのやり方について周知をさせていただきます。</p> <p>現在、災害廃棄物処理計画の見直しの主たる概要につきましては、東日本大震災が発生して以降、大規模な災害が増えたということで、総合的な災害廃棄物対策のあり方というものが見直されることになりまして、平成26年に国の新たな指針が出ました。その国の指針に基づいて、平時にはどういうふうな対応をしていけばいいのか。そして実際に災害が起こった時に、応急的にどのような取り組みを進めていけばいいのか。それから復旧復興時にはどのようなことを行っていけばいいのか、そういうふうな段階を踏まえた、処理計画の見直しを指導していくわけですが、また昨今、台風ですとか、集中豪雨の関係がございまして、水害に対するリスクがかなり多くなってきてございます。</p> <p>水害に伴って排出される災害廃棄物の対応につきましても、今後見直しの対象として、各市町村に対して、助言と指導をしていきたいというふうに、今現在考えているところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 他にいかがですか。</p>
委員	<p>廃棄物処理場の残りのキャパがあとどれぐらい県内にあるのかっていうのは、どこかに資料としてあるんですか。 あと何トンくらいこの処理場に置いて、残りがあと何トンくらいあって、という資料はどこかにあるのですか。</p>
環境整備課長	<p>最終処分場を見たら、ということですか。</p>

委員	山梨県内ではほとんどございません。
環境整備課長	余裕がない。
環境整備課長	現在山梨県で設置許可のある最終処分場については、民間、一社だけでございまして、ほぼキャパがありません。
委員	組合がやっているのは、民間に当たるのですか。
環境整備課長	境川の関係ですか。
環境整備課長	境川の関係につきましては、山梨県市町村総合事務組合、27の市町村で形成している組合でございますが、そこは県内の各ごみ処理施設から排出された焼却灰等を最終処分している処分場でございます。一般廃棄物の最終処分場でございます。産業廃棄物はそこに含まれていません。
委員	そっちも含まれているかというのはどこかでわかるのですか。
委員	灰も含めというのはどこかでわかるのですか。
委員	つまり、いわゆる産業廃棄物と（一般廃棄物の）焼却灰というのと、それぞれがわかるようにはなっているのですか。
環境整備課長	全体の容量が20年間で約37万トンの計画でございます。平成30年12月に操業開始して、現在2年弱という状況ですので、まだ9割以上の残余容量はございます。
委員	それは計画上ですよね。
委員	実際の数値とかがってというのは、どこかで誰かがチェックしてまとめて、分かるようになっていたりはないということですか。
環境整備課長	細かい数値は、事業主体である山梨県市町村総合事務組合ですとか、その管理をしている山梨県環境整備事業団で、毎月必ず把握していると思います。
委員	公表はしていないのですか。
環境整備課長	ホームページで公表しています。
会長	それでは、時間も予定よりも延びているようでございますので、報告事項については、これで終了させていただきます。

皆様のご協力どうもありがとうございました。

4 その他

情報提供

司	会	風間会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございました。 続きまして、県から委員の皆様へ県の環境行政に関する情報提供をさせていただきます。本日は4件の事項がございます。
司	会	情報提供（1）の「令和元年度大気汚染状況常時監視結果について」、（2）の「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定結果について」、情報提供（3）の「令和2年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について」を一括して大気水質保全課長から説明いたします。
大気水質保全課長		◆情報提供（1）資料により、大気水質保全課長が説明◆ ◆情報提供（2）資料により、大気水質保全課長が説明◆ ◆情報提供（3）資料により、大気水質保全課長が説明◆
司	会	これらの件につきまして、ご質問等がございますか。
委	員	光化学オキシダントが全国的にも基準値をクリアしていないということは多分、相当厳しいのでしょうかけれど、測定点を見ると、盆地の下とか谷の底とかで、割と空気がたまるところになっていますね。 これをもう少し高いところで取るとクリアしている、というところはあるのですか。
大気水質保全課長		可能性としてはあると思います。 空気がよどんで、そこに太陽光線が当たって、化学変化が起こって、スモッグが出るという発生メカニズムになっておりますので、高いところで、風通しがよかったり、汚染物がたまらないところであれば、クリア出来ている可能性があります。常時監視としては、人への健康被害ですとか、生活環境の保全のためにやっておりますので、人がいる場所ですとか、そういったところに沿って局を配置しております。
委	員	県外からの移流というふうに書いてあるということは、発生源がないから移流だろうということだろうと思うのですが、これは発生したオキシダントは消滅するのですか、それとも、どこかに飛ばされるまではそこにいるということなのですか。

<p>大気水質保全課長</p> <p>委 員</p>	<p>オキシダントの主成分は、ほとんどがオゾンですので、自然に分解はします。</p> <p>ただその分解時間がどのぐらいか、今持ち合わせてないのですが、そのままかなりの長い間残るというものではなく、実際日が暮れると急に濃度が下がってきます。</p> <p>ですので、そんなに長い時間そこに残留するというような状況ではないと思います。</p> <p>ちなみにどこから来るのですか。</p>
<p>大気水質保全課長</p> <p>委 員</p> <p>司 会</p>	<p>県の研究所で風向きとか、そういう研究をしております、東京・横浜地域から来るということになっております。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>他に質問はございますか。</p>
<p>委 員</p>	<p>大気関係の説明の中で、PM2.5の説明がありました。</p> <p>そこで私が知りたいのは、(4)のところ、プラスチックの話が出てくると思うのですが、PM2.5クラス、2～3ミクロンレベルの、いわば黄砂のサイズよりちょっと小さい、黄砂が大体5ミクロンくらいで、2～3ミクロンぐらいのプラスチックが、大気中にかなり飛んできているという話で、(4)の河川中のプラスチックはどちらでもいいなんていうことを言うつもりはないですが、大気中に小さいプラスチックが飛んでいるということに対して、山梨県の中でどうなっているかということが非常に心配です。</p> <p>花粉であれば、50ミクロンぐらいで、このマスクでディフェンスできるわけですが、黄砂にしても、PM2.5にしても、大部分が通っちゃうわけですね。</p> <p>だからそういうものが、今は大気中を漂っているということであるから、PM2.5のこの大気中の試料等の時に、ついでに、プラスチックの含有の割合というか、富士山の山頂にももう来ているという話は、かなりの人が認知していることですから、山梨県でもあることは確かだと思います。</p> <p>そういうことを、PM2.5の観測するとき、分析というか、そういう計画を、県としてはどう考えているかっていうことで、国の判断を待つのではなく、ぜひやって欲しい。そんな難しい話ではないのですが、どうでしょうか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>大気の資料の資料編の方、11ページ、12ページをご覧ください。</p>

	PM2.5をサンプリングしまして、その成分分析をやっております。 で、その成分分析の結果がここに資料12で出ているのですが、内容につきましては、かなりイオン系が多くて…。
委 員	私が質問しているのは成分分析ではなくて、マイクロプラスチックの2.5くらいのサイズの小さいものが山梨県、富士山にも来ているということが分かっているの、同じ試料で把握出来るわけで、やってなければ是非やって欲しい、という質問です。
大気水質保全課長	委員のご意見をお伺いする中で、研究としてできるかどうかということについては検討させていただければと思います。
委 員	実際どこがこういうことをやっているのですか。 今の化学分析は。
大気水質保全課長	県の衛生環境研究所で分析をしまして、PM2.5ですと、広域的な原因がございますので、関東の都県市でデータを持ちよりまして、主な発生源はどこか、どこにまず集中して、発生源対策をしていったらいいかと、そういう検討をしているところでございます。
委 員	ぜひ、観測項目にマイクロプラスチックを、2.5ミクロン以下くらいのやつを、入れて欲しいっていう希望です。 以上です。
司 会	他にご意見はございますか。
委 員	ちょっと今話題になりましたので、PM2.5中のマイクロプラスチックの測定はまだ研究段階でして、かなり扱いに気を付けないと、コンタミネーションのおそれがあるので、まだちょっと行政レベルでもらうというのは難しいと思います。 PM2.5に関連してなんです、私そらまめ君を仕事柄よく見ているのですけれども、最近甲府市役所のPM2.5がおかしいです。 ですので、測定点を増やすことももちろん大事です、データがきちんと公益を保つことも大事ですので、この有効測定日数とも関係してきますので、メンテナンスの方も、ぜひよろしく願いいたします。
大気水質保全課長	甲府市のPM2.5につきましては、甲府市が中核市になったことに伴い、甲府市が測定しておりますので、今のご意見は甲府市に伝えたいと思います。

<p>司 会</p>	<p>他にご意見、ご質問はありますか。</p> <p>それでは続きまして、情報提供（４）の「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画について」を森林環境部次長から説明いたします。</p>
<p>森林環境部次長</p>	<p>◆情報提供（４）資料により、森林環境部次長が説明◆</p>
<p>司 会</p> <p>委 員</p>	<p>これらの点につきまして、ご質問等がございますか。</p> <p>プラスチックごみの関係で、そこに河川の部位が出ていますけれど、私は南巨摩におりまして、現在のところは富士川にプラスチックごみはありません。</p> <p>今年の場合は非常に雨が多くて増水が多くてほとんど流れてしまっている状況です。</p> <p>しかし、過去から見ると、過去は一切そういうものがなかったけども、現在は必ずこういうプラスチックごみが流れてくる。</p> <p>それは、要するに河川の下流の部分では、どうしても流れたものが溜まってしまうということで、この計画の中にある、一つの環境教育の問題で何らかの運動を進めていただきたいなど、私もかつては富士川からそういうことが出ていたものですから、富士川クリーン活動という活動を推進してきました。</p> <p>そこで一時は非常に盛り上がったけども、やっぱり最近学校教育も非常に忙しくなりました、そういう活動がなくなってしまっている。</p> <p>しかし、もし、県の方でもしかしたら働きかけとして、県民に対する意識の向上のためには、やはり環境教育の具体的な活動というものを推進していただけるとありがたいということが希望でございます。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
<p>環境・エネルギー課 総括課長補佐</p>	<p>環境教育ということでございますが、今年度はプラスチックごみに関する教材を作成するというので、この7月に県内の河川でプラスチックごみを採取してきました。</p> <p>そのごみを用いまして、先日環境団体の皆さんや、甲府一高の探究科の皆さんで、プラスチックごみを見ながら、どんなことに問題があるかっていうことで、先日勉強会をいたしました。</p> <p>また今月ですが、富士川の河口、静岡の海の方に参りまして、どんなごみがあるかということで、今打診していますが、静岡県の方も一緒にごみを見て教材づくりに参加頂くようお願いしているところです。</p> <p>また啓発リーフレット等も作成して呼びかけたいと思っております。</p>

<p>委員</p>	<p>以上です。</p> <p>もう一つ付け加えさせていただきたいのですが、やっぱり河川とかごみの汚れというのは、我々日本人の生活環境が変わってきていますよね、ものすごく。</p> <p>私が中学校の頃まではほとんど富士川でもって洗濯などもできたけど、現在はそういうことは全然出来ないし、それから、やはり河岸段丘のところに、南の方、ほとんど内側、出てきていて、この半世紀のうちで、ほとんどのところが詰まっていると。</p> <p>それはなぜかっていうと、やはり河川に堤防ができたということですね。一つは、堤防は住民の安全を守るためには非常に良いのですが、やはり河川との触れ合いっていうものはなくなってしまいうわけですね。</p> <p>今も学校教育の中では盛んに河川に親しむようにというのは、働きかけもしているのですが、</p> <p>堤防を設置する時も、その辺のところを考慮しながら、例えば河川に簡単に降りられるような状況とかね、そういう配置をお願いしたいなど。</p> <p>そうしないと、今はほとんど富士川と接する機会はないし、富士川の変化についてもなかなか見る機会がない。</p> <p>かつては、夏の初め頃は鮎が上ってくるときにはスイカの匂いがした、またうなぎが上ってくる時には、川底が縞模様になると、うなぎは地面に潜って出て、潜って出て、を繰り返すんですね。</p> <p>そういう自然状況が非常に見られたのですが、やはり、地域の自然を守るためには、地域の住民の意識が高揚しなければ、これはできないと思うので、そんなことでお願いしました。</p> <p>地域が一体となって自然環境を守っていくという働きかけが、一番大切ではないかということをおもっていますのでよろしくお願ひします。</p>
<p>司会委員</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>プラスチックごみが海洋汚染の原因になっているということが、数年前から言われるようになりまして、私は湘南海岸のごみ拾いにボランティアで行ったのですが、そこで言われたことは、ここにあるプラスチックごみの8割は、川上から流れてきているんですよ。つまり、あなたたちが出したごみが、あなたたちが捨てたごみがここに流れてきているんですよ、ということをおかれて、私は、海岸にあるごみってというのは、外国からの漂着物じゃないかなと思っていたのです。</p> <p>これを数年前に、現実に見せつけられまして、内陸部に住んでいる私たちの責任ってすごく大きいことだと思って、ただ、気が付いた人が拾っているだけでは、やっぱりそれはなかなか、元からごみを絶つていう</p>

	<p>ところを考えていかなければ、きりがいいことだなんていうことで、私たちの生活の中から、使い捨てるプラスチックを考えていこうっていうことで、2年ほど前に、山梨マイクロプラスチック削減プロジェクトっていうのを市民が立ち上げました。</p> <p>環境団体がいくつか集まってやっているけれども、こうやって行政も一生懸命にこういう提案をしながら、何とか県民に対しても、こういう、その活動に参加して欲しいというのがあると思うのですが、私はやっぱり行政と、それから市民と、それから企業も一緒になって、オール山梨の活動をしていかないと、これ大変大きな問題になっていますし、私たちの日常活動、ライフスタイルを見直すっていうそこからの出発かなっていうこともありますので、今後とも私たちは、毎年サミットなんかもやりながら、市民宣言も出しながら、何とかやっていきたいと思っておりますので、ぜひ行政との協働というところで、この運動が大きくなればいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
環境・エネルギー課 総括課長補佐	<p>海がないような、私たち山梨県内陸部で発生したプラスチックのごみもこれは海洋汚染に繋がるということになりますので、今年度は連絡協議会というのを立ち上げて、県、事業者、一緒になって取り組んでいくというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>他にご質問があればお願い致します。</p>
委 員	<p>簡単なことだと思うのですが、Ⅱの図の中の右側のマイクロプラスチックの、これどう読めばいいのですか、例えば、①の船山橋では値としては0.39ですけど、0.39個、これは1立方メートルあたりということですか。ここの意味がよくわからないんですけど。なんの値なのか、ということをお教えいただきたいと思っております。</p>
森林環境部次長	<p>マイクロプラスチックの量でございますけれども、これは流水、河川ですね、水の中のマイクロプラスチックがどのくらいあるか、というふうなことではございますので、水1m³に、例えば先ほど、ご指摘がありましたところでは0.39個というふうなことではございます。</p>
委 員	<p>例えば船山橋だと、5m³ぐらいの水をとって、その中で数えたということですか。話を聞くと、どういうことかなとも、そういうふうに思っていました。</p>
森林環境部次長	<p>調査方法につきましてはですね、網みたいなものを、流水の中に沈めまして、それで流れた量とですね、そこにとどまっていた量、これの関係によ</p>

<p>委員</p>	<p>って、この数字が出るというふうなことでございます。 すくって、というようなことではございません。 どうもありがとうございました。</p>
<div style="border: 3px double black; padding: 5px; display: inline-block;"> 5 閉 会 </div>	
<p>司 会</p>	<p>それでは、本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。 委員の皆様には御審議、ありがとうございました。</p>